

令和元年度第3回埼玉県環境審議会議事録

招集の期日	令和2年2月10日(月)		
開催の場所	あけぼのビル501会議室(さいたま市内)		
開閉の日時	開会	2月10日	午前10時
	閉会	2月10日	午前11時03分
出席状況	別紙のとおり		
概 要			
<p>1 開 会</p> <p>2 議 事            諮問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次期地球温暖化対策実行計画の策定について</li> </ul> <p>3 閉 会</p>			

## 別紙

### 出席状況

委員数 20人

出席委員 17人

小川芳樹	東洋大学経済学部長
藤吉秀昭	(一財)日本環境衛生センター副理事長
保倉明子	東京電機大学教授
宮崎あかね	日本女子大学教授
森川多津子	(一財)日本自動車研究所主任研究員
藤川久之	埼玉県弁護士会弁護士
佐野幸子	埼玉県女性薬剤師会薬剤師
小島直子	(公財)埼玉県生態系保護協会普及広報部上席主任
永島朗	埼玉県農業協同組合中央会専務理事
萩野頼子	(一社)埼玉県商工会議所連合会女性会連合会会長
田島隆	(一社)埼玉県猟友会会長
飯塚俊彦	埼玉県議会議員
小久保憲一	埼玉県議会議員
深谷顕史	埼玉県議会議員
宮崎善雄	吉見町長
泉和年	公募委員
田上貴	公募委員

欠席委員 3人

安原正也	立正大学教授
横田樹広	東京都市大学准教授
吉川尚彦	埼玉県生活協同組合連合会代表理事会長理事

### 第3回 埼玉県環境審議会

令和2年2月10日（月）

午前10時00分 開会

○司会（宮原） 皆様、大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから令和元年度第3回埼玉県環境審議会を開会させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課副課長の宮原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、資料を確認させていただきます。

本日の議事資料につきましては、事前にお送りさせていただいておりますが、お持ちでない方がいらっしゃいましたら事務局にお申し出ください。

また、机の上に配付しております資料になりますが、次第、席次表、第13期埼玉県環境審議会委員名簿、埼玉県環境審議会規則、以上となっております。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○司会（宮原） それでは、ここで、埼玉県環境部長の小池より御挨拶を申し上げます。

○小池環境部長 皆様、おはようございます。埼玉県環境部長の小池でございます。

本日は、令和元年度第3回の環境審議会を開催させていただきましたところ、大変お忙しい中御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

また、各委員の先生方におかれましては、それぞれのお立場で埼玉県の環境行政に対しまして御理解、また御支援、御指導いただいておりますことに、この場をお借りしまして改めて御礼申し上げます。

本日の議事でございますが、諮問事項1件となっております。前回、第2回、11月22日に諮問させていただきました次期地球温暖化対策実行計画、こちらにつきまして前回はたくさんの御意見、御指導いただきまして、そういった御意見ですとか、途中で県民コメント等を実施いたしましたので、そういったものをできる限り反映させた形で、本日、案として提出させていただいております。

また、忌憚のない御審議、御意見をいただきまして、御議論いただければと思います。本日、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（宮原） 本日の会議につきましては、全委員数20人のところ、17人の委員の皆様にご出席いただきました。埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定により、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

埼玉県環境審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっております。以降の進行を小川会長にお願いしたいと存じます。小川会長、よろしくお願いいたします。

○小川会長 皆さん、おはようございます。

それでは、今日も活発な御議論を是非よろしくお願いいたします。

議事を進行させていただきます。

まず、会議の公開でございますが、審議会は原則として公開するとされております。審議事項等を

考慮しても公開することに問題ないと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○小川会長 ありがとうございます。

それでは、会議の公開を認めます。

本日の傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 本日の傍聴者は2人です。

○小川会長 分かりました。それでは、傍聴者の方に中に入ってください。

〔傍聴者入室〕

○小川会長 それでは次に、議事録署名委員の指名でございますが、埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録署名委員お二人を指名させていただきます。

藤吉委員と小島委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○小川会長 ありがとうございます。それでは、よろしく願いをいたします。

それでは、この審議会の次第に従いまして、3の議事に入りたいと思います。

本日は、諮問事項が1件でございます。

諮問事項1、次期地球温暖化対策実行計画について、初めに県から御説明をお願いしたいと思います。

○松井温暖化対策課長 それでは、次期地球温暖化対策実行計画の策定について御説明申し上げます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

地球温暖化対策実行計画は、埼玉県全体の温室効果ガス削減に関する計画で、地球温暖化対策推進法により都道府県や政令指定都市などに策定が義務づけられているものでございます。前回11月の環境審議会において計画大綱（案）として諮問させていただいております。

今回、諮問事項1としてお配りさせていただきました計画（案）は、11月の審議会での御意見のほか、地球温暖化対策の検討に関する専門委員会意見、埼玉県議会12月定例会での報告や県民コメントの結果を反映して作成したものでございます。計画（案）の内容について、参考資料1－1により御説明させていただきます。

まず、計画期間でございますが、計画（案）2ページのとおり、2020年度から2030年度までの11年間としております。また、中間年度である2025年度をめどに計画の見直しを行う旨、規定してございます。

次に、目指すべき将来像です。計画（案）では12ページに示してございます。

本計画では、気候変動の影響が顕在化していることに鑑み、本県が目指すべき将来像として脱炭素化が進み、気候変動に適応した持続可能な埼玉を掲げ、脱炭素社会の実現及び気候変動に適応した持続可能な社会の実現を目指すこととしております。将来像の実現時期は、国のパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略を踏まえ、2050年以降のできるだけ早期としております。

続いて、温室効果ガス削減目標でございます。計画（案）では18ページに示してあります。

温室効果ガス削減目標は、基準年度である2013年度の温室効果ガス排出量から、追加的な対策を見

込まないまま推移した場合の2030年度の温室効果ガス排出量を推計し、そこから削減効果を積み上げて設定いたしました。その結果として、2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減するという削減目標を設定しております。

次に、資料の中ほど、温室効果ガス排出削減対策である緩和策でございます。計画（案）では21ページから38ページにお示ししております。

前回の審議会においては、実行計画とSDGs目標の関連を参考としてお示ししましたが、地球温暖化対策の検討に関する専門委員会における意見を踏まえ、今回の計画（案）では、緩和策、適応策ごとに関連するSDGs目標を計画の中に記しております。

参考資料1-1では、各部門の主な施策を表に示しております。工場や商業施設などの産業・業務部門では、中小企業の省エネルギー対策に対する補助や融資による支援、暑さ対策に資する省エネルギー設備等の導入支援などの施策を進めます。また、引き続きエネルギーを多量に使用する事業所を対象に、目標設定型排出量取引制度を推進してまいります。県の率先的取組として、県有施設における省エネルギーを推進します。

家庭部門においては、LED照明の普及推進や省エネ住宅、ゼロエネルギー住宅「ZEH」やエコリフォームの普及促進といった住宅の低炭素化などに取り組みます。

運輸部門では、EV・PHVなどの次世代自動車の普及促進や道路・交差点の整備といった交通流対策などを進めます。また、県の公用車についても、率先して次世代自動車の導入を行います。

廃棄物分野の対策として3Rによる廃棄物の減量化・再生利用の推進、太陽光パネルリサイクルの推進やプラスチックごみの発生抑制などを進めます。その他温室効果ガス対策として、フロン類の排出抑制などに取り組みます。

吸収源対策については、適正な森林の整備・保全の推進、身近な緑の創出に取り組みます。

資料の右側に移りまして、部門横断的対策でございます。

部門横断的対策では、複数の温室効果ガス排出部門にまたがる取組として、まちづくり、エネルギー、環境教育、産業育成、国際協力に関する施策を記載しております。

主な施策としては、太陽光発電や分散型エネルギーの普及推進、環境エネルギー分野の先端産業の育成などを進めます。なお、計画（案）21ページ、図の5-1の中でございますが、部門横断的対策の次に記載がございます「環境に優しいまちづくりの推進」というのは誤植でございますので、大変申し訳ございませんが、削除していただくようお願い申し上げます。大変申し訳ございません。

最後に、資料右下、適応策でございます。計画（案）では、39ページから46ページに示してございます。

適応策とは、地球温暖化の影響による被害を回避・軽減する対策のことです。適応策としては、農業・林業分野、自然災害分野、健康分野など6つの部門について本県における気候変動による影響評価を行い、影響や被害が発生している可能性があり、その影響が大きいと考えられる項目について主な施策を示してございます。

主な施策としては、農業分野の高温障害を軽減する技術開発や河川分野の治水対策、健康分野の熱中症対策、県民生活・都市生活分野のヒートアイランド対策などに取り組みます。

以上が計画（案）についての説明になります。

続きまして、参考資料1－2を御覧ください。

こちらは、11月の審議会でお示した大綱（案）からの修正点を示したものでございます。事後にいただいた意見も含めまして審議会での御意見に基づき修正した点につきましては、摘要欄に環境審議会意見と記載させていただいております。環境審議会意見に基づく主な修正点を御紹介いたします。

「第3章 目指すべき将来像」では、家庭部門のヒートアイランド対策、在来種保護や生物多様性に関する記載、グリーンインフラ、先端産業に関する人材育成に関する記載を追加しております。

「第5章 地球温暖化対策（緩和策）」では、主な施策や新規施策に符号を追加したほか、森林や緑地の保全に関する記述を追加しております。

「第6章 地球温暖化対策（適応策）」では、県内の気温の将来予測図の修正や環境影響評価結果の一部見直しなどを行っております。

「第7章 計画の推進・進行管理」では、計画の進行管理の項に中間年度における計画見直しに関する記述を追加するなどの修正を行いました。

なお、お手元にお配りした計画（案）にはまだ反映できておりませんが、専門用語に関する注釈を各用語の初出ページの下部に追加する予定でございます。

最後に、参考資料1－3を御覧ください。

こちらは、県民コメントの実施結果をお示した資料でございます。昨年12月17日から1月16日までの期間で実施した県民コメントでは、7名の方から28件の御意見をいただいております。

資料の1ページに結果の概要を記載しております。

「第4章 温室効果ガス削減目標」については、「削減目標を引き上げるべき」など6件の御意見をいただいております。

「第5章 地球温暖化対策（緩和策）」では、「SDGsの取組促進」、「電気自動車等への転換の推進」、「環境学習の推進」など20件の御意見をいただきました。

「第7章 計画の推進・進行管理」では、「エネルギー政策の転換など国に提案等をすべき」など2件の御意見をいただいております。

資料の2ページから4ページに、個別の意見内容と県の考え方の案をお示しております。こちらにつきましては、内容を精査した上で計画策定時に正式に公表させていただく予定となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小川会長 どうもありがとうございました。

ただいま、次期地球温暖化対策実行計画につきまして、1つは、前回の審議会あるいは専門委員会のほうで寄せられた御意見に対してどのような修正を加えたかということで御説明がございましたし、それから県民コメントを実施して、いただいた御意見に対してどのような対応を考えているかということでの御説明があったということだと思います。

以上を踏まえまして、今日は多分、この実行計画については最後の御意見としていただく形になると思いますが、皆さんのほうから御意見あるいは御質問をお願いいたしたいと思います。なお、県におかれましては、委員各位からの質問などについて、課長だけでなく適宜担当の方からお答えいただ

いても結構ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

どなたからでも結構でございますので、御意見のある方はお願ひいたします。

宮崎委員。

○宮崎委員 4章の図の4-1についてお伺ひしたいんですけども、ここで2013年までが実績になっていて、2015年からが推計値になっています。今回お配りいただいた修正点についてのまとめを拝見しますと、4-1のこの2015年の推計値に直したというのは、県民コメントを受けてというふうに書いてあるんですけども、2015年はやっぱり実測値もあるんですよ。ですので、両方出したほうがいいんじゃないかなとちょっと思ったんですけども、推計値のほうだけにされる理由というのを教えていただけませんかでしょうか。

○小川会長 では、事務局のほうからお願ひします。

○松井温暖化対策課長 すみません、図の4-1の2015年の修正の関係ですね。それは2015年の数値につきましては、新たな算定方法に基づく数値というのが、今現在、県では持っておりませんで、あくまでも2013年度を基準にした中での推計値が最新の数値となっております。

○小川会長 恐らく一定のデータが出てくるまでにそれなりの時間がかかって、最終的に2015年の実績値としてまだ確定できている数字をお持ちになれてないということじゃないかと思いますが。配分方法等いろいろなことに基づいて推計をされているということで、その作業が多分最終的に終わった段階になっていないということではないですか、2015年については。

○松井温暖化対策課長 はい。

○宮崎委員 それだったら、分かりました。でも、何かちょっともう4年も前になるので、両方出ないのかなとちょっと思っちゃった次第です。ありがとうございました。

○小川会長 よろしいでしょうか。ほかには。

森川委員、お願ひします。

○森川委員 計画を読んで、すごく分かりやすく書いてあってとてもいいなと思っていて、専門用語をまだこれから入れられるというお話で、それもよかったなと思うんですけども、1つ、SDGsの説明というか、図としては9ページに目標ということで全体の絵があるんですけども、この一つ一つをもう少し詳しく、別に参考資料みたいなところでつけていただいたほうがいいのかとちょっと思ったので、いかがでしょうか。

○小川会長 いかがですか、事務局のほうから。

○松井温暖化対策課長 分かりやすく整理するということは必要だと思っております。今の計画で申し上げますと、21ページの中で体系を示してございまして、その中である程度対応するSDGsとその施策でしょうか、そういった形では整理しておりますが、そのSDGs自体の説明とか、そういうところはまた資料の中でうまく整理をしていきたいというふうに考えてございます。

○小川会長 そういった意味では、先ほど用語の説明は下部につけるとおっしゃっていましたが、後ろにまとめて用語の説明を補足資料みたいな形で入れるようなことは考えておられるのでしょうか。

○松井温暖化対策課長 SDGsなどの部分について今ないもので、資料としてお付けしたほうがい

いと思うものについては、この後ろに資料という形で編述していきたいというふうに考えてございます。

○小川会長 そうしたら、今の御意見ももし可能であれば、そこの中で反映させるように少し御検討いただければと思いますけれども、よろしいですね。

ほかにはいかがでしょうか。

宮崎委員。

○宮崎委員 すみません、ページでいうと6ページ、7ページになるんですけども、この線形回帰直線を新しく入れられたというふうに書いてあるんですけども、図の2-3と2-4では線形回帰直線（線形トレンド）となっていて、2-5と2-6は長期変化傾向というふうに書いてあるんですけども、これは何か意味があって使い分けしているのでしょうか。

○相澤温暖化対策課主幹 図の2-5と2-6については気象庁の資料でございまして、その気象庁の用語をそのまま使ったものでございます。図の2-3、2-4につきましては県のほうで入れたので、その線形トレンドというほうが分かりやすいであろうということで、こちらは県の用語で使わせていただいております。内容については同じものでございます。

○宮崎委員 同じにしたほうが分かりやすいとかいうことはないのでしょうか。何か長期変化傾向というほうが分かりやすいのかなと思うんですけども、御検討いただければと思います。

○相澤温暖化対策課主幹 ありがとうございます。

○小川会長 多分読者は、2つの異なった言葉で表現されていると、違うものと誤解をして逆に間違える可能性がありますので、そういった意味では統一できるならば統一したほうがいいのではないかとと思いますが、よろしいでしょうか。

ほかには。

どうぞ、小島委員。

○小島委員 すみません、前回、緑という表現に関して在来種という言葉を用いてほしいということをお願いしまして、14ページに、主に在来種を使用しと入れていただいております。ここで生物多様性に配慮した緑化が進められていますとなっているんですけども、可能でしたら配慮ではなくて、生物多様性を重視したとかのほうがよいかないかと思いましたが、あと、できれば計画の、後ろのほうの計画の推進・進行管理のほうのところも、もし在来種という言葉を入れられるのであれば入れていただいたほうがいいかなと思ったのが1点と、あとは、もう一点あるんですが、やっぱり一方を改善しようとする、一方がちょっと悪影響が出る。例えば今回のこの気候変動の地球温暖化の対策をしようすると、生物多様性の面でちょっと問題が起きるというようなことが、そういうトレードオフの関係があると思いますけれども、やっぱり双方向にいいように政策を進めていくという、シナジーの関係性をというようなことを目指すとか、どこかに入っているといいのかなと思いましたが、以上です。

○小川会長 それでは、事務局のほうからお願いいたします。

○松井温暖化対策課長 生物多様性につきましては、人類存続の基礎基盤でもございますので、その辺のところを踏まえて表現をしっかりと考えていきたいと思っております。

それと、あと、温暖化と生物多様性というのはSDGsの考え方もございますけれども、それぞれ一緒、コベネフィットというんでしょうか、相乗効果が出るように進めていくことが大事だと思っております。その辺の考え方は今の計画の中でも盛り込んでいるのかなというふうには理解しております。何かがあれば、また表現を工夫していきたいというふうに思います。

○小川会長 そういう意味では、具体的に御指摘になったところは14ページの(5)の吸収源、自然環境の一番下のところで、「主に在来種を使用し、生物多様性に配慮した緑化が進められています」という、「配慮した」という部分を「重視した」という言葉に換えることはできないかという点が1つあったと思うんですが、この点についてはいかがですか。

○松井温暖化対策課長 そういう方向で調整したいと思います。

○小島委員 分かりました。

○小川会長 よろしいですか。

それから、あと、後ろのほうで少し同じようなことを考慮してほしいというお話があったんですが、具体的には何か案をお持ちであれば、それを言っていただいたほうがいいのではないかと思います。

○小島委員 48ページの(4)の③の緑化・植樹の推進のところ、そういった文言が入るといいかと思えます。在来種によるとかですね、そういうのを目指すという。

○小川会長 はい、どうぞ。

○島田みどり自然課長 当初の14ページ、そこに入れさせた部分と、あと今のところについて、ちょっとここはまた広いところでもあるので、入れられるかどうかちょっと検討させて、その在来種というだけをごここに入れると、それぞれのところとの、細かいというんですか、具体的ところが少し入ることによって、全体のトーンがどうなるかということもあろうかと思しますので、ちょっと検討させていただければと思います。

○小川会長 よろしいですか、それで。

はい、分かりました。

ほかには。

お願いいたします。

○永島委員 特に質問じゃなくて、前回ちょっと欠席しちゃったので申し訳なかった。意見だけ申し上げさせていただきますけれども、実は私などは農業団体なので農業分野のことでいろいろ、中には農業分野の関係、記述をいただいております。全く、まさしくこのとおりでございます。農業は御承知のとおり、非常に天候に左右される分野、産業なので、やはり温暖化の影響というのはかなりあって、やっぱりそれで最近の異常気象もいろいろあるのかなというふうに考えています。

記載の中にあつたとおり、10年ぐらい前に高温障害があつて、お米が非常に高温障害でやられたということがあつて、その後、県の農林部のほうでいろいろ新しい品種を改良していただいて、いわゆる高温障害に強いお米を作つて開発していただいているんですね。そういった点についても、非常に県の施策に対しては御礼を申し上げたいところなんで、是非この温暖化の実行計画が非常に幅広く大変だろうとは思いますが、この実効性のある計画が是非できれば、このとおりで本当によろしいのかなということでもありますので、別に意見ということなので申し上げてさせていただきました。

よろしく願います。

○小川会長 分かりました。ただいまは、そういった意味では御意見をいただきましたけれども、これについて何か事務局のほうからコメントがあればお願いしたいと思いますけれども、よろしいですか。是非進めるときに御考慮いただければと思います。よろしく願います。

ほかにはいかがでございましょうか。

森川委員、どうぞ。

○森川委員 今の永島委員とちょっと関連するんですけども、そうやって既にもう進めていて、もっと進めますよというトーンがもうちょっと見えるといいかなと思っていて、先ほどの農業関係のやつも既に進めていて、さらに進めていくというのがあると思うんですね。県も環境科学国際センターとかありますよね。そこでもいろいろ研究とかも進めていると思うんですが、もう少しそういうのが見えるように、県として低公害車を率先して使いますよという、もちろん県として県庁の方とかがやりますよというのももちろんそうなんですけれども、そういう県の持っている研究機関ですとか、そういうところでも既にやっていて、そしてさらに進めるというトーンがもう少し見えるといいかなと思いました。ちょっと文章だけの問題かもしれませんが、もしいいテーマがあったら、今から載せていただくのは難しいかもしれないんですけども、少しみんなで頑張っているんだよというのがもう少し見えるといいかなと思いました。すみません。

○小川会長 という御意見がございましたけれども、何か具体的に対応できそうなのか、その辺を少し御返答を頂いたほうがいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○松井温暖化対策課長 試験研究機関との連携とか、その情報発信でしょうか、その辺のところは、やはり実施の段階でうまく県民の方に、埼玉県としてこういう研究をしているとか、こういう将来的な予測があるから、その影響を軽減するためにこういう取組をしているとか、できるだけ分かりやすく情報発信をしていくなど工夫をさせていただきたいと思います。

○小川会長 そういう意味ですと、県民コメントなどで出てきたことに対して、幾つかへの対応は実際の実施の段階できちっと進めていくようなことを考えたいという形で表現されている部分があると思いますが、今回、ご意見があった部分についても具体的に進めていく過程で一応發揮できるようにしていきたいということによろしいのですか、対応としては。それによろしいですか。

○森川委員 そうですね、例えば44ページとかで、農業のところに高温障害を軽減する農作物栽培管理技術、家畜飼養技術の開発を進めますとか書いてありますけれども、もう進めているんだけれども、ちょっとニュアンス的に、もうやっているけれども、もっと進めますというようなのが伝わるといいかなと思ったんです。すみません、ちょっと分かりにくいかもしれません。

○小川会長 ただ、もしそうであれば、その1か所だけでなく、お気づきになっている点、もう一、二か所言っていただいたほうが、事務局のほうは対応しやすいんじゃないかと思うんですけども、具体的に何かございますか。

○森川委員 環境科学国際センターがその温暖化の適応センターとしても頑張りますよというようなところがあったと思うんですが、ありがとうございます、47ページとかにもありますし、38ページにもあるんですけども、その環境科学国際センターでずっと続けていろいろやっていると思うんです。

そういったところをもう少し「取り組みます」とか「推進します」とかいうのを、「今もやっているけれどももっと推進する」というようなニュアンスになるといいかなと思った次第です。

○小川会長 はい、どうぞ。

○小池環境部長 ありがとうございます。環境分野の取組について御理解いただきまして、ありがとうございます。

そうしましたら、10ページ、11ページの辺りが、今、本県としてどのようなことを取り組んでいますというのをざっくりと表現させていただいている部分になります。その後ろ、それ以降については、新と書いてあるのは新規ですけれども、それ以外は基本的に今もやっているということなので、一つ一つのところに書きますと、大変これも今もやっているとこのところの混ざりますので、この11ページが一番最後のところ、特に適応策のところ、特に農業分野や自然災害分野などの取組を推進していますという、ここについてももう少し書き込みをさせていただいて、今既にやっているというところを説明させていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。ありがとうございます。

○森川委員 結構だと思います。ありがとうございます。

○小川会長 それでは、そういった形での対応を取ることをお願いをいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

小島委員、どうぞ。

○小島委員 34ページの②の太陽エネルギーなどの活用促進のところなんですけれども、先ほども言いました、一方を改善しようとする、一方にちょっと悪影響があるということで、例えばなんですけれども、この2行目の「県自らが」のところ、生物多様性問題にも対応しながら率先導入を進めますと入れておいたほうが、その両方のことを配慮しながら進めるというのが分かるのではないかと思います。

○小川会長 今の件はいかがでございますか。

○松井温暖化対策課長 生物多様性のほか、いろいろ勘案しながら太陽エネルギーの活用促進というのを進めていく必要があると思います。ちょっと表現の中身につきましては、すみません、ちょっと検討させていただいてよろしいでしょうか。

○小川会長 よろしいですか。

ほかにはよろしいですか。

藤吉副会長。

○藤吉副会長 25ページに、各部門の緩和策ということで産業・業務部門の位置づけの中の5番目に、「オフィス、街区の低炭素化」というのが入っております、これには大変重要なまちづくりとしての施策が書いてあるかと思うんですが、21ページの全体の体系図を見ますと、何か埋もれちゃっているような気がするんです。最初にお話がありました部門横断的対策の中に「環境に優しいまちづくりの推進」というのがあって、これ、ひょっとすると、こういうまちづくりのことをおっしゃっているのかなと思って、入っていていいじゃないかと思ったんですけれども、取るとおっしゃったので、これ、何かまちづくりというのが、最初の体系図の中に余り明確に出されていないというのは、何か考えがとおりになるかどうかということですね。ちょっと違和感を感じるのは、たまに目指すべき将来

の姿ということで15ページに7番まちづくりがちゃんと入っているんですね。ですから、こういうのを将来像として掲げていこうということだと思うんです。それに向けての施策が何かちょっとぼけちゃっているなという感じがするんですね。その辺、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

○小川会長 それでは、事務局のほうからお願いいたします。

○松井温暖化対策課長 まちづくりの部分につきましては、県でも市町村が行っているまちづくりを支援していることをやっておりまして、今回この計画の削減目標を策定するに当たっては、国の地球温暖化対策計画で定められている対策、それが県としてどのぐらい削減量に結びつくかと、そういう観点から目標を積み上げてきてございまして、そのまちづくりの部分につきましては、明確な削減量というところが算定できないということで、大変まちづくりの部分は重要なのでございますが、今回はそういった削減対策の量がある程度見込めるもの、そういったものを中心に主というふうにしたものと、あと、主体が県でやるべきものなのか、それとも主体はむしろ市町村なのかとか、その辺のところを少し整理をさせていただいて、体系の中を、そのまちづくりというところは少し、全体としての表現はないんですけども、個別の施策の中ではそのまちづくりに関係するような対策も盛り込んでさせていただいていると、そういう整理をさせていただいております。

○藤吉副会長 そのほかのところは散らばっているのは、よくよく見ますと分かるんですけども、全体としてのまちづくりの県としての推進イメージがここにちゃんと書いてありながら、ここに向かった対応が非常に手薄になっているようなイメージを受けてしまうんですけども、定量的になかなか算定できないというのはよく分かるんですね。しかしながら、2050年を目指して8割削減なんていうことを言いますと、そこら辺、相当重要な話になっていきますということで、特に2030年までだから、もういいじゃないかという感じの何か印象を受けちゃうんですね、全体的に。ですから、そこは何か少し2050年も目指したような書きっぷりがどこかに要るんじゃないかという気もいたしますね。

○小川会長 ただ、これについては、恐らく21ページのところに緩和策としていろいろリストアップするものは、先ほど明確に数字がある程度削減量として推計できるものを中心にして並べたということだと思いますが、その34ページの(6)の部門横断的対策というところの①のところで、トップに取り上げて「環境に優しいまちづくりの推進」ということで大分しっかり言及をさせていただいているので、そのところをむしろ押さえていただくということではないかという気がいたします。

○藤吉副会長 そうですね、そうすると、これが削除しなくてもいいんじゃないか、21ページは。

○小川会長 だから、この図の5-1の中は、ある程度削減量を数字で推計できるものに絞ったということではないかと思います。

○藤吉副会長 そういうのを何も書いていないからね。

○小池環境部長 5-1のところは、緩和策のうち施策レベルのところの項目をピックアップしておりまして、34ページのこの「環境に優しいまちづくりの推進」というのは、その施策よりも少し上の全体を表現したものなんです。この中に例えば34ページの下から1、2、3、4、このポツと書いてある、このレベルで効果の大きいものをピックアップしたのが21ページの表になっておりまして、全体体系を示したということではない、21ページはその大きな施策レベルのものをピックアップしています。まちづくりについては、それよりもっと大きなまとめ方、34ページのところでもしております。

すので、決してまちづくりということについて消極的にここに載せなかったということではなく、しっかり部門横断的対策の中でも一番最初に掲げ、まちづくり全体として取り組みたいとは考えております。すみません。

○藤吉副会長 そういうふうの説明されるとやっと分かるという感じがするんですけども、具体的な定量的な効果が余り望めない、県がアクションを取りにくいということも含めて、緩和策の体系というのが理解できるように書いていたほうがいいんじゃないかと思いますね。

○小川会長 まあ、その表現を工夫できることがあったら、後で御検討をいただく、今すぐにそれをお答えくださいというのはちょっと無理だと思いますので、それでお考えいただければと思います。

○小池環境部長 ありがとうございます。

○小川会長 ほかにいかがでございますか。

お願いします、どうぞ。

○田島委員 第5章の図1の家庭部門の「LED照明の普及推進」、新規とありますけれども、継続じゃないですか。

○松井温暖化対策課長 LEDの普及促進というところは新規というふうになっておりますが、これは計画として位置づけるのは前計画に位置づけていなくて、この今御審議いただいている計画で新たに位置づけるということで、新規という形で位置づけさせていただいているということでございます。

○田島委員 推進、前にやりましたよ、やっていましたよね。

○松井温暖化対策課長 30年度ぐらいから民間事業者の方と連携しながら進めている事業でございます。

○田島委員 新規というと、誤解されるのかなと思って。分かりました。

○小池環境部長 そうですね、事業としてもうこれから始めるというものではないので、誤解されるかもしれないですね。計画に位置づけるという意味で新規というふうに書いたんですけども、この辺どうですかね、ちょっと工夫させていただきます。御指摘ありがとうございます。

○小川会長 それでは、その点はよろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

小久保委員。

○小久保委員 ありがとうございます。私のほうからは、34ページの(6)部門横断的対策のうちの②の「太陽エネルギーなどの活用促進」についてでございます。この表題にありますとおり、本県の云々というところがございまして、私、この中でちょっと気になるのが、「県民や事業者による」というところと、さらには、その「県自らが率先導入を進めます」ということがございます。実は、私ごとで申し上げますけれども、私の地元は比企郡小川町なんですけれども、地元では、埼玉県最大の、今、メガソーラー計画がございまして。基本的に私が知る限り、地元住民の方はほぼ100%反対です。しかしながら、こうしたものの中で「県民や事業者による」というこの言葉というものが、本当にこれで書き込んでいいのかどうかという、私は心配であります。今、埼玉県全体でこの10キロワット以上のいわゆる太陽光発電事業面積が大体3,100万平方メートルございます。県面積当たり0.8%、認定件数が今2万8,000件あると思うんですけども、たくさんこういったソーラー発電計画がある。

既にもう認定されているんですけども、こういったものは、地元の地域のいろいろな感情もあるわけで、これをある中で、この「県民や」というものを、これを書き込んでいいのかどうか、決して私は太陽光自体は反対とは申し上げません。しかし、これを県民という言葉、あるいは県自らが導入を率先してやるということについては、私はこれは違和感を感じるわけでございまして、御配慮いただければと思っています。

以上です。

○小川会長 ありがとうございます。飯塚委員が、ちょっと所用のため御退出ということでございますので、どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御意見についてお願いいたします。

○小池環境部長 御意見ありがとうございます。

太陽光エネルギーについては、本当に様々な意見がありますが、また、今回、防災の関係とかで御自分の家につけて電気が届かなくなったときのために、そういった意味で太陽光を導入されるという方もいらっしゃるって、いろいろな意味での導入というのはあるかと思えます。ただ、確かに先ほど地元を受け入れられるですとか、あと、先ほど多様性という御意見もいただきましたので、そういったところの配慮を決して忘れないような形で導入ということで、ここに言葉を足ささせていただければと思いますので、ちょっと表現を検討させていただければと思います。御意見、ありがとうございます。

○小川会長 それでは、このところも、今の34ページの太陽エネルギーなどの活用推進の下にある2行のところをどういう形で表現するかということで、先ほどの御意見と併せて御検討いただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかには。

宮崎委員。

○宮崎委員 すみません、また戻ってしまつてとても申し訳ないんですけども、先ほど図の4のところの2015年のところを御質問させていただきまして、2015年については実績値が出ていないと、まだ計算できないんだという説明で、ちょっと納得したようには思ったんですが、10ページのところには、直近の温室効果ガス排出量は、2016年で3,663万トン、二酸化炭素と出ていますよね。それが出ているのに、2015年はないというようなことなんでしょうか。ちょっとそこがよく理解できていないのかも分からないんですけども、御説明いただけますでしょうか。

○小川会長 それでは、お願いできますか。

○松井温暖化対策課長 10ページの数値につきましては、確かに実績値でございます。この10ページに掲げている数字の算定の仕方と、17ページでお示ししているこの数値の出し方、資料が変更になってございまして、こちらの17ページで示している部分につきましては、未集計という、2016年度の数字でしょうか、10ページで言う2016年度に当たる数字というのは未集計だということでございます。

○宮崎委員 実績ということは、どれだけ出したかということで、事実は1つなんじゃないかなと思ってしまうんですけども、どこの部分の計算なんでしょうか。

○相澤温暖化対策課主幹 10ページにお示ししているところは、本文中に書いてあるんですけども、

本文の2段落目のかぎ括弧内、2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量（電力排出係数を2005年度の値に固定して算定）というふうに記載をしているんですけども、現行計画については、震災の後にこの計画を見直したということがございまして、電力排出係数を震災前の2005年の値に固定して算定するという方法に基づいて算定しております。こちらがこの10ページにお示した数値になっております。

一方、17ページに記載してあるのが、年度ごとの実際の電力排出係数で算定した排出量が17ページにお示しをしておりますので、ちょっとこの10ページと17ページでそもそも計算の仕方が違う。今の計画と、今これから作ろうとしている計画で排出量の算定方法が違うということでございます。

○宮崎委員 それは目標値でなくても、実績値についても、その排出係数が違って計算しているという理解でよろしいのでしょうか。

○相澤温暖化対策課主幹 そうです。その現行の計画で進行管理に用いている数値と、今作ろうとしている新しい計画の中で算定する数字というのは、排出係数の取扱いが違うということでございます。

○宮崎委員 そもそも目標というのは、将来のことなので、その年の排出係数と分からないですから、こういう仮定を置いてというのは分かるんですけども、実績についてもその過去の数値が用いられているという理解でよろしいですか。

○相澤温暖化対策課主幹 現在、温室効果ガスの公表については、計画の進行管理については、電力排出係数を固定したもので計画の評価を行っております。ただし、毎年の算定については、その電力排出係数を、実際の係数で出したものについても算定は行っております。

○小川会長 そういう意味だと、10ページのほうの2016年の数字を実績値と言っていますが、これは2005年の排出係数を前提にして推計した値での実績値という意味合いで、その後実際の排出係数として確定したのを使って最終的に実績値として推計できる値は少し異なったものになると理解しないといけないということでしょうか。

ただ、2015年の3月時点では、そういう前提のもとでの計算しかできなかった推計に基づいてこのグラフなどが出ているんだと思いますが、それで間違っていないのでしょうか。したがって、2015年の時点だと、まだ排出係数と推計に必要な適切なデータ等が多分実績として揃っていないで、2005年の排出係数を前提に2016年の数字はこうだと推計されたものがここでは記載されているという状態だと思います。他方、排出係数の変化が正確に押さえられた状態で、例えば後のほうの記載は、今度はお出ていると思うんですけども、ただし、出ているといっても2015年ぐらいまでのところで、その2015年も多分2013年を基準にしたBAU推計を使ってやるというような考え方を取らざるを得ないという状況にあるのではないかと、そういうずれの問題だと思います。

○宮崎委員 何か、少しずつ分かってきたような気がするんですけども、でも、普通に読むと、やっぱりこの10ページに書いてある値が実績としか読めない。それで、2015年のを見てみると、あれ、随分推計値が大きいんだなというふうにどうしても読めてしまうので、何かそこが伝わるような工夫というのができないのかなと思います。真面目に読むと、何か、あれ、これどんどん出るという計算と合わないから出さないのかなみたいに読めちゃうところもあるんじゃないかなというふうに少し思ってしまう次第です。ありがとうございました。

○小池環境部長 分かりにくいですね。

○小川会長 ですから、そういった意味では、その2016年の実績値と本文に書いてあるようなところを、「2005年の排出係数を前提にした推計値である」というようなことを入れて、区別がつくようにきちっとされたらいいのではないかという気がします。

○小池環境部長 じゃ、10ページのところに、ここに「電力排出係数固定」というような形で書いて、こちらと違うんだというのが少なくとも分かるような、ちょっと注意書きを足したいと思います。本文には書いてあるんですけども、ここの表のところにも何かちょっと工夫させていただければと思います。

○宮崎委員 あと、本文のほうも、目標値算定に当たって排出係数を固定しているというふうに読めるので、よく分かるようにしていただければと思います。ありがとうございます。

○小川会長 ご指摘の点を、ちゃんと対応しようとする時間が少しかかると思います。この場でこう修正するということまでこの場で示すのは無理だと思いますから、後できちっと修正していただいて対応いただくということをお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。ほかには。

田上委員。

○田上委員 前回の審議会のときにお話しさせていただいたことを踏まえて、ちょっと話をさせていただきたいんですけども、私がお話しさせていただいた緑を失わないためにというのを盛り込んでいただいたみたいなんですけれども、創出と保全を分けるということはしてほしかったわけじゃないので、造るときに木を植えてくださいねというのを進めていることに対しては、開発に関わる方々は、その面積に対してこれだけ木を植えたり、これだけ緑を造ったりしましょうということは、決まり事としてやっているからみんな一生懸命やっているんですけども、じゃ、それを造りますよという前にあった、その場所で残していつて何の影響もないじゃないかというようなものまで、そんなのはルールに決められていないから構わず切っちゃうんだよというふうにされないために、それをもう少し残すことに対して何か文言を盛り込むことで、例えば先ほど出たお話じゃないですけども、どこでもいいから太陽光パネルの発電所を造ってもいいですよということじゃないという、そういうのを盛り込んでいただくことで、ただ、造ることに一生懸命だったり、いいことだからそれをやっていいんですよというつもりで言っていたわけじゃないんですね。だから、そういう失わないためにもきちんと考えていますよというのを盛り込むだけで何ができるか分かりませんが、そういう言葉を出すことで、造る人に対して少しでもこういうことを盛り込んでいるんですから、環境への配慮をお願いしますねという、そういう盛り込み方をさせていただいたほうがいいと思うんですね。

「保全」だとかという言葉一言でくられちゃうと、何を言いたいのかが分からないというか、そういうことがしてほしいこととは思っていないんですね。だから、それが言葉として盛り込むということはどういうふうにしたらいいかという、それもこの間言って、ああ、何か抜けていることについて触れられたなという気がしたもんですから、せっかくなんで、もう少し何が言いたかったかをちょっと自分の伝え方がよくなかったんじゃないかなとも思うので、そういうことなんですよということを知っていただけたらなと思うんですね。

何か緑のトラスト地とかを、土地を買ってそれを守っていきますとかじゃないんですよね。やっぱりもう環境という、もう地球温暖化対策とかというのに乗っかっちゃえば、もう本当に一人一人の意識の問題になっちゃうんですけれども、そうじゃなくて県はちゃんと考えていますよというのを、やたらに開発に絡んで木を切りまくっちゃいけないんじゃないのかというのを言葉にしてほしいんですよね。どこに盛り込むのか、その辺のところもいろいろそういう難しいことはちょっとあれですけども、そういうことでお話したので、保全に含まれますという話じゃないという、造る緑として創出する緑の話をさせてもらおうと、今までそこにあった緑に比べて新しいものができて、それで創出された緑というのは、明らかにもともとあった緑よりボリュームもないし、その10メートル、15メートルという木は維持するのが大変かもしれないですけども、もともとあった緑を守っていれば、そんなに木を植えなくてもよかったんじゃないのかという、その木はいつになったら、それと同じぐらいの大きさになるのかというのを考えたら、造った側はルールに従って木を植えましたとなるから、それで満足気かもしれないですけども、環境とかそういう話で言えば、明らかに失われているわけですね。プラス・マイナス・ゼロにはなっていないので、そういうのを失わない、失わないためのというのを何か考えていただいて、文字に起こしたって、すぐに何か変化が現れるわけじゃないんですから、そういう意味でも、盛り込んだことで何かの抑止になればいいんじゃないか、その失うことに対しての抑止になればいいんじゃないかなと思うので、是非どこかに空いているところに入れていただければなと思います。

○小川会長 今の御意見は、個別のところでも具体的に入れようとする、ちょっと大変そうな気がしますけれども、第3章の例えば目指すべき将来像のところ、ここは方向性とか考え方をある程度述べているところだと思うので、ここに何らかの工夫をすることができないかなと思いました。その辺も含めてどうでしょうか、事務局のほうから、お考えがあれば少しお願いしたいと思います。

○松井温暖化対策課長 今、小川会長さんから頂いた御所見なども踏まえて、ちょっとすみません、どこで盛り込めるかと、あとどんな表現をするのがいいのか、いろいろ事務局で検討させていただいて、今、御発言のあった趣旨を踏まえたような形で直せる部分は直していきたいというふうに思っております。

○小川会長 一応そういったことで対応を考えてくださるということですから、よろしいでしょうか。ほかにはよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○小川会長 それでは、大分御議論も尽くされてきたように思いますので、そろそろ終わりにしたいと思います。大分たくさん修正対応をしますとおっしゃったところが出ましたので、それを一つ一つまた繰り返すのはちょっと時間がかかることになりまして、修正対応をしっかり考えてきちっと詰めないといけない部分も大分たくさんあったと思いますので、それらの修正を加えていただくということも前提にさせていただきまして、答申を最終的にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○小川会長 それでは、答申の文言につきましては、一応事務局のほうで詰めていただきまして、それ

を私のほうでしっかり確認をさせていただくということで御一任をいただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○小川会長 ありがとうございます。

それでは、これで本日の審議会の議題は全て終了いたしましたので、令和元年度第3回環境審議会の議事を終了したいと思います。

本日は御協力をいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局のほうにお返しさせていただきます。

○司会（宮原） どうもありがとうございました。

本日の審議状況につきましては、議事録及び議事資料を後日ホームページに掲載いたします。

以上をもちまして、令和元年度第3回埼玉県環境審議会を閉会させていただきます。

どうも皆様、お疲れさまでございました。

午前11時03分閉会